

岡山県公報		発行 岡山県	目次
			
目次	担当課（室）		
○ 美容師法施行細則の一部を改正する規則 ○ 理容師法施行細則の一部を改正する規則 ○ 調理師法施行細則の一部を改正する規則 （以上県例規集登載） 【規則】 ○ 公金事務の委託 ○ " " ○ " " ○ " " 【公告】 ○ 一般競争入札の実施 ○ 随意契約の相手方の決定 ○ 県営土地改良事業の工事完了 ○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ "	生活衛生課 " " 航空企画推進課 教育委員会 " " 危機管理課 税務課 耕地課 農村振興課 建築指導課 "		
			目次
			担当課（室）

◎岡山県規則第四十六号

美容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和三十三年岡山県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。第六条において「法」という。」及び「。以下「省令」という。」を削り、「第五条及び第六条において」を「以下」に改める。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第四十七号

理容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和三十三年岡山県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。第六条において「法」という。」及び「。以下「省令」という。」を削り、「第五条及び第六条において」を「以下」に改める。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第四十八号

調理師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和三十四年岡山県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」及び「。以下「省令」という。」を削る。
第九条中「試験」を「調理師試験」に改める。
第十条を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百三十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

アマノマネジメントサービス株式会社岡山営業所

岡山市北区北長瀬表町三丁目一九番三号

二 指定をした日

令和八年四月一日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

岡山県岡山空港条例(昭和六十二年岡山県条例第二十九号)別表第二に定める第一

駐車場の駐車料

四 委託をした日

令和八年四月一日

五 公金事務を取り扱う期間

令和八年四月一日から令和十一年十月三十一日まで

◎岡山県告示第三百三十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

1 JA全農Aコープ株式会社 Aコープくまやま店

赤磐市松木四八〇―三

2 おかやま酪農業協同組合

津山市川崎九四―一

3 岡山県食肉荷受株式会社

岡山市中区桜橋一―二―四三

4 株式会社JA岡山

岡山市東区西大寺中野三七七―一

5 玉井青空市

岡山市東区瀬戸町観音寺二一八―一

6 晴れの国岡山農業協同組合 岡山東基幹アグリセンター
岡山市東区瀬戸町光明谷一九五

二 指定をした日

令和八年四月一日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
県立学校における生産物売払収入

四 委託をした日

令和八年四月一日

五 公金事務を取り扱う期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

◎岡山県告示第三百三十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

1 晴れの国岡山農業協同組合 井原支店

井原市井原町五一―二

2 星の郷青空市株式会社

井原市美星町西水砂五五―一

二 指定をした日

令和八年四月一日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

県立学校における生産物売払収入

四 委託をした日

令和八年四月八日

五 公金事務を取り扱う期間

令和八年四月八日から令和九年三月三十一日まで

◎岡山県告示第三百四十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年七月十日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

晴れの国岡山農業協同組合 新見基幹アグリセンター

新見市西方一四〇六

二 指定をした日

令和八年六月一日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

県立学校における生産物売払収入

四 委託をした日

令和八年六月一日

五 公金事務を取り扱う期間

令和八年六月一日から令和九年三月三十一日まで

「二八八」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和八年七月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 大

1 調達内容

- (1) 調達件名
岡山県高度防災情報ネットワーク整備事業移動無線システム機器製作業務
- (2) 調達業務の特質等
入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和10年2月26日まで
- (4) 履行場所
入札説明書等による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和8年度に県が発注する役務の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和8年岡山県告示第32号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、業務種目の大分類が「7 機械設備等保守点検（情報・通信サービスを除く）」であり、小分類「5 設備（建物等の保守管理以外）」の登録があり、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班
電話 (086) 226－7538

(2) 申請期限

令和8年7月24日 (金) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県危機管理課防災通信班
電話 (086) 226－7294

FAX (086) 225－4559

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和8年7月10日 (金) から同月28日 (火) まで (岡山県の休日を定める条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。) の午前9時から午後4時まで

イ 交付方法

岡山県危機管理課ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/12/>) からダウンロードすること。ただし、仕様書については (1) の場所にて交付する。なお、送付による交付を希望する場合は、 (1) の問い合わせ先に問い合わせること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵送等 (配達証明付きの書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。) によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年8月20日 (木) 午前10時

ただし、郵送等による場合にあつては、令和8年8月19日 (水) 午後4時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県庁地下1階用度課入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、 (1) の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札 (条件付) 参加資格確認申請書等入札説明書で指定する添付書類を令和8年7月28日 (火) 午後4時までに、4 (1) の場所へ提出 (郵送等によるものを含む。) しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

Contract to Manufacture Equipment for the Mobile Radio System of the Okayama Prefecture Advanced Disaster Information Network Development Project

(2) Contract period :

From the contract start date through 26th February, 2028

(3) Time limit for tender :

Tenders submitted in person: 10:00 A.M. 20th August, 2026

Tenders submitted via post: by 4:00 P.M. 19th August, 2026

(4) Contact point for the notice :

Okayama Prefecture Crisis Management Division,

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL: (086) 226-7294

〔二八九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和八年七月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 特定役務の名称

e L T A X 5期更改に伴う税務システム改修業務

二 契約期間

令和八年六月二十二日から令和九年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部税務課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

令和八年六月二十二日

五 契約の相手方の名称及び所在地

株式会社日立製作所 中国支社

広島県広島市中区袋町五番二五号

六 契約金額

八六、〇一九、四五〇円（うち消費税額及び地方消費税の額七、八一九、九五〇円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔二九〇〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。
令和八年七月十日

北川第一	地区名	岡山県知事	伊原木 隆 太
	工 種		
	排水機場		
		完了年月日	
		令和八・二・二四	

〔二九一〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和八年七月十日

一 農地の所在等
岡山県知事 伊原木 隆 太

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
津山市桑下一九九三		田	二、四九六

二 農地を利用する権利の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
田として利用	令和八年八月一日	権利の始期から令和十三年七月三十一日まで	一二、四八〇円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）

理事長 森下 慎

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 農地の所有者等の情報

名義人は死亡しており、その所有者が確知できない状態となっている。

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方方法務局津山支局に補償金を供託する。

〔二九二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年七月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田郡勝央町岡字鳥居前四八八番一、四八九番一、四九〇番一、四九九番二、字大池五〇〇番一、字鳥居前五〇〇番二、五〇一番一、五〇一番二、五〇二番一、五〇二番二、五〇三番一、五〇四番一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

福岡県福岡市東区多の津一丁目一二番二号

株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 永田 洋幸

三 許可年月日及び許可番号

令和八年二月十七日岡山県指令建指第二七六号

〔二九三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久代字馬場東三八〇三番六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野七九二番地一スーリールプラスI番館二〇三

山本 翔太

山本 奈生

三 許可年月日及び許可番号

令和八年四月十日岡山県指令建指第九号